**片付け前に申請を！**

**置戸町空き家家財道具処分支援事業補助金のご案内**

空き家の売却や賃貸など利活用を促進するため、空き家に残された家財道具等の片付け（処分・運搬・分別等）の委託費用の一部を助成します。

住宅内を片付けないと空き家バンクへは、登録したくないなぁ・・・

**補助金の額**



亡くなった親の住宅を売りたいけど、家のモノが残ったまま・・・

片付けるにも、遠方に住んでいるし・・・

補助対象経費（消費税を除く）の

５０％を助成

　※１，０００円未満は切り捨て

限度額　１０万円



**補助の対象となる空き家は？　　（次のいずれにも該当するもの）**

●町内にある個人が所有する専用住宅で、現在、誰も居住していない空き家

●家屋課税台帳に登載されている住宅で、賃貸で貸し出していない空き家

●置戸町の空き家バンクに登録されている空き家、又は登録予定の空き家

●この補助金の交付を受けた日から３年間は解体することがない空き家

●過去にこの補助金の交付を受けたことがない空き家

**補助の対象者は？　　　（次のいずれにも該当する方）**

●空き家の所有者（所有者から委任された家族を含む）の方、又はその相続人である方

●町税等、町に対する債務の履行を遅滞していない方

**補助の要件や対象経費は？**

●対象経費は、空き家内にある家財道具等の処分・搬出・分別作業を一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けた事業者に委託する経費（住宅敷地内の樹木など周辺整備の処分費用は対象外）

「家財道具等の収集運搬及び処分代行業者への委託費用」

「分別作業代行業者への委託費用」

●年度内で事業が完了するもの

●対象住宅が空き家バンクへの未登録空き家の場合は、完了後に必ず登録をすること

**【 留意事項 】**

**必ず片付けを行う前に、申請書を提出し、事前に審査を受けなければなりません。**

**交付決定を受けた後に、片付けを開始することになります。**

**補助申請の流れ**

**申 請 者**

完了報告書

提出

事業着手

申請書提出

片付け前

**事業完了事業完了事業完了事業完了事業完了**

空き家バンクへの未登録住宅は登録手続きを！

事業完了

**置 戸 町**

審査・確認

交付決定

補助金額確定

審査

補助金支払

い

**申請時の書類**

|  |
| --- |
| 補助金交付申請書 |
| 添付書類 | □処分等委託費用の見積書 |
| □片付け前の空き家内部写真 |
| □市町村税等に滞納がないことの証明書 (町外者は現住所地発行の証明書) |
| □空き家バンク未登録空き家の場合は、登録確約書 |
| □自己が所有しない空き家の場合は、所有者の承諾書（申請者が相続人の場合は相続人であることが確認できる書類又は誓約書）　 |
| □預金通帳の写し等（振込口座が確認できるもの） |
| □委託業先の一般廃棄物収集運搬業許可証等の写し |

※その他：町長が必要と認めた書類の添付を求めることがあります。

**事業着手時の提出書類（交付決定から３０日以内に着手し、提出）**

|  |
| --- |
| 事業着手届 |

**事業完了時の提出書類（完了時、30日以内に提出）**

|  |
| --- |
| 事業完了報告書 |
| 添付書類 | □処分等委託費用の請求書の写し及び領収書の写し |
| □片付け後の空き家内部の状況写真 |

※その他：町長が必要と認めた書類の添付を求めることがあります。

申請・問い合わせ先　置戸町役場　企画財政課 企画係 TEL:0157-52-3312